

日時 平成 28 年 2 月 4 日（木） 午前 10 時～午前 11 時 30 分

場所 鎌倉市役所 第 3 分庁舎 2 階 災害対策本部室

## 議事

### 1. 確認事項

【事務局】4 点確認したい。まず 1 点目は情報公開についてである。鎌倉市交通計画検討委員会条例施行規則第 4 条では、「会議は公開とする」としている。従って、今回配付した資料の全てが情報公開の対象となる。2 点目は傍聴についてである。今回の鎌倉市交通計画検討委員会の傍聴を広報やホームページにおいて募集したところ、2 名の方から申し込みがあった。よって、傍聴を認めたいと考えている。3 点目はこの会議の議事録についてである。原則公開になるので議事録を作成次第、委員の皆さんに確認の上で公開するが、発言者の氏名は非公開とする。4 点目は第 9 回鎌倉市交通計画検討委員会議事録（案）についてである。委員の皆さんに内容の確認をお願いし、最終案は事前に送付している。修正がなければ、この内容をもって確定したい。なお、会議録はこれまで、前回行われた会議を次の委員会開催時に確定したが、「鎌倉市審議会等に関する指針」では、速やかに作成し公開するものとする。委員の皆さんには今後の扱いについて別途報告の上、議事録を確定していきたいと考えている。以上 4 点についてご確認をお願いします。

【委員長】事務局から「資料は全て情報公開の対象」、「傍聴者の公開」、「議事録の公開」、「第 9 回鎌倉市交通計画検討委員会議事録（案）の確定」について確認があったが、意見はあるか

【委員一同】異議なし。

【委員長】それでは事務局提案の通り了承することとして、傍聴者の入室をお願いします。

### 2. 議題

- (1) 平成 27 年度の取組み状況
  - (2) 平成 27 年度の検討委員会・専門部会の進め方
  - (3) (仮称) 鎌倉ロードプライシングの検討状況
- ( (1) ～ (3) まで、事務局から資料の説明 )

【委員長】まずは、専門部会長から補足説明があればお願いしたい。

【副委員長】専門部会と特別委員会について、検討経緯を紹介する。まず、専門部会では、今年度は市民憲章に対して具体的な文案の議論を重ねてきた。その他については先程紹介があったように、情報提供についての提案がされているので、それらがどのように活用できるかを議論していきたい。特別委員会では、資料5ページにあるように当初は準備会としてスタートし、鎌倉市の税の担当課にも参加して頂き、税として課金する場合の具体的な留意点等についても議論を行った。その上で、特別委員会が開催され、資料5ページの右側にある意見要旨について議論がされたということである。ロードプライシングは日本で前例がない仕組みなので、道筋が明確になっている訳ではないが、印象としては、各委員の方々とも「こういう課題を整理するべきだ」という言い方であり、最初から否定した発言はなかったと記憶している。これからクリアすべき事項がはっきりしてきたというのが現状である。

【委員長】検討委員会や専門部会でも、ロードプライシングの大筋はどのようなものかという議論を重ねてきたが、副委員長からも説明があったとおりに、新しい仕組みなので特別な委員会を設けるということでスタートを切った。委員会のメンバーをご覧頂くと分かるが、我々二人の他に、法律・経済・経営の専門家の先生にも参加して頂いた。過去に東京都で検討されたことがあるが、それらに携わった先生方にも協力して頂き、「鎌倉ではどんなことが課題になるか」という議論を重ねてきた。これについては随時報告をさせて頂くが、国の行政職員も参加しているので、やはり断定的なことを言うのは簡単ではない。そのため、幾つか提示されている課題について、きちんと解決できるのかを重ねて検討した結果、最後に結論が出てくるものだと思っている。後程、副委員長からも報告して頂きたいと思うが、このような特別委員会が開催されたことを前提として、更に検討委員会でどのようなことを考えるべきか、あるいは特別委員会で検討すべき内容があれば議論したいと思うが、如何か。

【A委員】確認だが、意見要旨に「交通規制との関係を整理する」と記載されているが、説明では「交通規制でできない部分をロードプライシングで行う」とあったと思う。これは事務局の結論として、そのように考えているということによろしいか。

【副委員長】私の記憶ではこの規制というのは、正月三が日のような交通規制を広げるという可能性とその実現を照らし合わせながらロードプライシングについても議論した方が良いのではないかと、という議論であったと思う。

【A委員】「これから整理する」という記載であったので内容については問題ないのだが、事務局の説明が「交通規制でできない部分をロードプライシングで行う」という内容であったので、「既に整理したのか」という質問である。

【事務局】これは決定事項ではなく特別委員会の意見で、ロードプライシングと交通規制、あるいは交通整理との関係を整理し、「必要最低限としてロードプライシングを実施するということを明確にしてほしい」という意見が出たためである。決して事務局でロードプライシングを結論付けているということではない。

【B委員】今の説明について一つ疑問に思ったことがある。特別委員会に参画されている学識経験者や国の行政職員は鎌倉の実情に詳しいのか。鎌倉を訪れたことはあると思うが、この特別委員会のメンバーは会社で言えば現場の人間ではないと思う。今の説明だと、特別委員会の意見としては「反対する者はいなくて、ロードプライシングを今後の目標として全面的に支えていくという状態で話し合いがあった」ということで、道路課金に対して100パーセント賛成という状態で特別委員会ができあがっているように受け止めた。委員会・専門部会も含めて、いつも「本当にこれはやるべきなのだろうか」という意見が必ず一つや二つは出てきたと思う。そのような意見はなかったか。

【事務局】特別委員会には委員長に副委員長、市の企画部、税制部局等の職員もいるので、決して市の実態を把握していないメンバーで構成したものではない。当然、他の方も首都圏から近いので鎌倉を訪れたことはあると思われる。各委員ともに鎌倉のことをご存知なので事情は把握していると思っている。本施策は当然多くの課題があり、ハードルは非常に高いが、先程副委員長からも説明があったように、今のところ否定的な意見はなく、今後、幹事会等で課題を一つずつクリアしていこうと考えている。

【委員長】私の印象だが、ロードプライシングが良いか悪いかという単純な会議ではなく、「いざ実施しようと思うと法律の色々な課題をクリアしていかなければならない」ということを皆で認識しつつ、それをクリアするにはどのような工夫をすれば実施できるのか一つずつ詰めていこうという会議である。そうでないと、ロードプライシングができるということもはっきり言えないし、できないということもはっきり言えない、という感じだったと思う。その中で先程交通規制の話があったが、鎌倉の状況がこのような中で、今まで色々な検討を行ってきたが中々うまくいっていない。ロードプライシング以外の手段では、正月三が日のような全面規制をしたらどうかという意見もあったと記憶しているが、それはそれで中々厳しい問題がある。そこで、ロードプライシングは全面規制ではないという意味において受け入れやすい仕組みなのではないかということ意見を交換しながら、それが法制度、あるいは様々な現行制度との矛盾がないか照らし合わせ、課題を明らかにして、それをどう解釈して整理していけば良いかを一つずつ行っていこう、という感じで議論が進んできたように思う。

【B委員】専門部会の目標や理念は勿論分かるが、期限が必要だと思う。例えば、専門部会

では「オリンピックまでに」が意見としてあったと思うが、とてもその時期までに実施できないと思う。ETC を設置するにしても経費が掛かることであり、大きな目標期限が混沌としている準備状況において、法律やその他課題を解決していくためには、延々とこの会議が続くのではないか。

【委員長】期限というか目標と言った方が良いと思うが、まずオリンピックというイベントでかなりの混雑が予想されるので、目標としてオリンピックというのは良いと思う。ただ、そこまでに実現できなかつたら諦めるという性質のものでもないと思う。やるべき議論があればきちんとやっていくということではないだろうか。

【C 委員】確認だが、「ロードプライシング以外の取組みでは道路混雑の解消が難しいことを整理する」ということで、この整理の作業について特別委員会で話が出たということだが、特別委員会は検討委員会に組み込まれているので、特別委員会もこれに取り組むが、場合によっては専門部会でも取り組むことがあり得るという理解でよろしいか。

【副委員長】これまで、専門部会ではむしろこの議論をずっとしてきたように思う。つまり「他にないのか」ということで委員の皆さんに色々なアイデアを出して頂いて、少なくとも今まではロードプライシングに替わる案が見出せていない、というのがこれまでの議論だったのではないだろうか。それは今後も専門部会で続けていけば良いと思う。

【D 委員】5 ページの「主な意見の要旨」の法制度のところ、「道路無料公開の原則」というところと、その下の「法律の原則には規則に近いものから慣行程度のものもある」とあるが、道路法の道路無料公開の原則というのは法律の何条に明記されているのか。

【委員長】そのような質問が出たが、回答としては「法律上は明記されていない」ということであった。

【D 委員】表記については、「道路法における慣行 無料公開の原則」の「慣行」を入れた方が良い。

【委員長】これは主な意見の要旨なので、もう少し具体的に説明すると、「道路法の道路無料公開の原則との関係を明確にする必要がある」と発言があり、それに対して学識経験者から、「実は原則という言葉には色々使い方があって、道路法上は『道路無料公開』とはどこにも書いていない。ただ、慣行としてそれはずっと行われてきたし、みんなそう思っているという事実がある」ということであった。原則については「ごみの自区内処理の原則」など、「原則」とあるが、施策の問題のようなどころがあり、「その辺りもよく考えたらどうか」という発言があった。これは事実を要約しているだけなので、そこで結論が出たという訳で

はない。

【副委員長】一つだけ補足させて頂く。「道路無料公開の原則との関係を明確にする必要がある」と発言があったが、「だからできない」という意味ではなく、「それに抵触しない方法を考えてほしい」という言い方であった。先程説明したが、我々がこの検討委員会で考えているのは「エリアに入ることにに対する課金」であり「道路に対する課金」ではないということの説明して分かってもらえたと思う。

【委員長】詳細はここには全部書かれていないのだが、そのような議論の中で、例えば「駐車場に課金をしたらどうか」という発言もあった。それは「駐車場に課金するのはこのような理由で中々難しい状況がある」という説明が事務局からあったのも事実である。ここに書いてあるのはその要旨である。

【D 委員】慣行というのはこれまでの考え方であるから、改めるのであればやはり法改正や情報の追加等が必要ではないかということまで議論していく必要があると思う。

【委員長】その辺りは専門家の皆さんに意見交換して頂き、条文に新しく付け加える必要があるのか、色々な地方分権も進んでいるので何か方法があるのか、あるいはまた違う方法があるのかといった検討を特別委員会で行っていくということだと思う。まだ検討が始まったばかりなので、課題を整理している状況であるが、実はこれまで、事務局を中心に関係部局に課題についてヒアリングを行っており、「それを特別委員会の中で議論しながら解決する知恵を考えていこう」というのが第1回目の状況である。幹事会でより実務的な面に詳しい担当者に入って頂き、関係機関へ直接説明することを検討している。

【副委員長】基本的に目指しているのは「条例を作って法定外目的税で課金する」という方向であるが、その場合は総務省の同意がいるということで、今後はそれらの交渉が必要だと思う。従来の概念である税金とは違う、「コントロールするための税金」という新しい概念なので、それらの説明をうまくできるかがポイントだと思う。

【D 委員】道路法というのはハードを決める法律であって、慣行というのはソフトというイメージがある。やはりこれからのまちづくりの場合、ハードばかりではなくてソフトの工夫があるというのが今の流れだと思うが、その辺りに関して道路行政、交通行政で検討の方向はあるのか、委員長と副委員長に伺いたいと思う。

【副委員長】ここの「慣行」というのは道路法というよりもっと一般論である。つまり「原則より、もっと緩いものだろう」という意味である。もし道路無料公開の原則というものが「道路無料公開の慣行」という程度の話であれば「別に道路を使うことに対して課金しても

良いのではないか」というのが学識経験者からの見解であったが、中々すぐに国土交通省に今までの考えを転換して頂けるかどうかは分からない。また、一般的にソフトが重要という話については国土交通省もそちらに舵を切っている。今考えているようなロードプライジングをはじめとするマネジメント施策というのは、まさに道路局の主要施策となっているので、私の見解ではあるが、そのような意味ではロードプライジングについて道路局も応援してくれるのではないかと考えている。

**【委員長】** 行政として「マネジメントという概念が大事である」ということは多くの方が認識している。道路制度の問題等も柔軟になりつつあり、公共空間を皆で使うことに関しても各地で行われるようになってきているので、その流れは発言されたとおりでらうと考えている。

**【E 委員】** 確認だが、ロードプライジングを導入して課金をする際に、外から入ってくる方と市民によって金額の差別化をするという話があったのだが、皆が利用する公共の道路でそのような差別化を現状でできるのか。また、外国で既に導入されている国ではどのような課金の仕方をしているのか教えてほしい。

**【事務局】** 検討委員会、専門部会でロードプライジングの基本的な方向性を整理して頂いた。その中で、市民と市民以外の方の課金額として、来訪者を1にした場合、鎌倉市民の負担は0から0.1程度という考え方を特別委員会でも説明した。その中で、やはり税法上の課題があることも分かった。ただし、それは原則であり、説明の仕方次第では実施可能ではないかという意見も頂いている。今後の特別委員会で更に詰めていきたいと考えている。

**【委員長】** まさに新しい制度であるので、一つ一つ議論が行われるということである。恐らくここで議論したことを専門部会でも同じように、鎌倉が考えていることについて国、県、担当部局に対してどのように説明をすれば矛盾なく説明できるのか、ということについて知恵を絞るということだと思う。その一つとして、今の料金の問題があるかもしれない。あるいは色々検討し始めるとこの場でやったことと同じ課題が出てくると思う。それを専門家の皆さんの立場から知恵を出し合ってもらおうというのが特別委員会だと思っている。

#### (4) 市民憲章（案）

（事務局から資料の説明）

【委員 長】 専門部会長から専門部会での議論の補足説明をお願いしたい。

【副委員長】 10 ページの最後の交通市民憲章（案）だが、確かこの議論だけで 3 回は専門部会を行っている。専門部会の委員の皆さんが自ら、色々な文面を提案して頂いて、それらを合わせて、一語一句に至るまでしっかりと議論して頂いたので、専門部会としてはこの案で良いと理解している。

【委員 長】 専門部会並びに事務局として、市民憲章（案）の検討に関する今後のスケジュールはどのように考えているのか。

【事務局】 これから委員の皆さんに意見を頂き、修正を行いながら、一度専門部会に戻して更に詰めたと思っている。基本的には先程説明した通り、素案ができた時点で市民に意見の募集やパブリックコメントを行い、きちんと整理したい。事務局としてはロードプライシングと併せて市民憲章を制定したいと思っているところであるが、例えロードプライシングが実施できていなくても、市民憲章を優先して制定したい考えである。

【委員 長】 今後のスケジュールが明確に打ち出されている訳ではないが、少なくとも今回の委員会で全てを決めるつもりはないということが分かった。この場で初めてご覧になる方も多いと思うので、意見を頂いて、それに対して専門部会で再度議論し、その先の話はその時の状況を見ながら考えていくということであろうか。今回は、そもそも交通市民憲章を制定することに対する意見もあるだろうし、あるいは交通市民憲章という表現がどうかという意見もあるだろうし、さらには中身についての意見もあると思うので、遠慮なく発言を頂ければ、後々の専門部会で議論して頂けると思う。

【D 委員】 本文については相当詰めたのだが、資料 9 ページのネーミングについて提案がある。ここに色々な案があるが、今回の提案として「鎌倉地区交通計画市民宣言（案）」「古都鎌倉 交通市民憲章」等出ており、資料 7 ページにある「鎌倉市民憲章」というのは、私たち市民が鎌倉のまちづくりを進める際に非常に重要なものと思っている。このネーミングについて提案であるが、鎌倉市民に誤解を生む恐れがあるので、「交通市民憲章」の「市民」を取った案を提案したい。「古都鎌倉 交通憲章案」、ないしは古都鎌倉も本文にそのようなことが色々書いてあるので、これは間にスペースを空けているがスペースを空けないで「鎌倉市交通憲章」の二つのネーミングでどうか。以前は気付かなかったのだが、今回は交通だけに限るものであるから、もっと重い市民憲章と紛らわしくない方が良いと思う。そ

うすれば「市民憲章」「交通憲章」という言い方ができて、「鎌倉」という表現がなくても話が通じるし、鎌倉市民に与える印象として分かりやすいと思う。そのため、「市民」はなくても済むのではないかと思っている。

【委員 長】この辺りを今日詰めて決める必要はないので、「こういうのもありではないか」という意見も含めて発言して頂けると結構である。

【D 委員】ネーミング案の中に今回の提案も入れておいて頂きたい、ということである。

【F 委員】今、「専門部会でこういうことが決まったのだが、こうした方が良い」という意見が出たのだが、これは専門部会の決定事項であるから、検討委員会でまたそのようなことを提案したら混乱してしまうと思う。これは専門部会の委員の一人として色々検討して、私も、「古都鎌倉の『古都』はいらないのではないか」などと意見を申し上げたが、あの段階で専門部会の意見として決まった訳である。専門部会の一委員がそれを言ったら議論が長引くと思う。だから、今回は専門部会で決まったことを皆さんに検討して頂くという方がまとまりやすいと思う。その結果、この検討委員会で「やはりこの方が良い」ということになれば、また専門部会に戻して議論して頂くという形にしないと会議が進まないと思う。

【委員 長】もっともな意見であり、まずは専門部会に参加して頂いてない方の意見を伺わないといけないと思う。その上で先程のような意見はまた専門部会に戻れば「前に決めたことだから」ということになるかもしれないが、だからといって専門部会委員の方が発言できないというのも私はどうかと思ったので、遠慮なく発言して頂き、再度、専門部会で議論して頂ければ自ずと収まるところに収まるのではないか。専門部会に参画していない方で「ここは気になる」という点について、あればお聞きしたいと思う。組織の代表としてお越しになっている方もいるので、場合によっては議題を持ち帰って頂いても時間的には大丈夫だろう。今日で全ては言い尽くせないが、持ち帰って他の方とも相談しながらいずれ意見を出したいということであれば、時間を取って集約する手もあると思う。せっかく皆さんに集まって頂いているので、この場で発言して頂くと早く分かるという点では大変良い。

【G 委員】私は今日初めてこれを見せて頂いた。本文中の 7、8 行で「快適な生活環境に支障をきたすとともに、移動の自由が奪われている状況です」という一文が引っ掛かった。下に出ている「市民と来訪者が共存でき、楽しく触れ合えるまち」という表現は分かりやすいが、「国際観光都市に鎌倉はなりたい」とか、「観光基本政策を立てて市外からお客さんを呼びたい」という市の別の側面からの立場もあることを考えると、ここでは「来訪されることが迷惑である」と読み取れる可能性がある。この表現が随分強いので、この 2 行だけは違和感を覚えた。作成自体やネーミングなどは皆さんで知恵を出し合って作れば良いものがで



きると思うが、市外の方からするとこの表現は少し強いかな、という印象を受けた。

【H 委員】私も公共交通について、過去に色々問題点を申し上げた。この中に「公共交通を利用しやすく」と書いてあるのだが、江ノ電等を見ると決して利用しやすい公共交通ではないと思うので、江ノ電の改善をもう少し強く要求したいと思う。

【委員 長】今の意見は、この文章の中にその内容を入れたいということか。

【H 委員】そうではないのだが、「電車やバスが利用しやすい街」と書いてあるが、鎌倉は決して利用しやすいとは思えない。そのため、そのような問題点を皆さんがどう認識して専門部会で話されたのかが知りたかった。

【委員 長】そのような議論があったかについて、如何だろうか。

【副委員長】当然、公共交通についての議論も行ってきた。つまり、公共交通を利用しやすくする必要がある。例えば、渋滞で全く動けなくなってしまうバスを利用しやすくする必要があるということは、渋滞を解消しなければいけないということである。江ノ電についても議論があつて、休日の混雑は皆さんご存知だと思うが、あれは観光客として「江ノ電に乗りに来る」ことが目的という人たちがおり、それを乗らないようにするというのは難しい。困るのは江ノ電を使っている市民であり、そうするとその代替交通としてバスがスムーズに動くようになれば、全体として公共交通は利用しやすくなるのではないかと、ということが議論された。ひと言でいうと、色々な意味で公共交通を総合的な施策によって利用しやすくする必要があるだろうということ、ここに一文が入っているということである。

【委員 長】質問の回答としては、「改善できればする」ということである。ただし、趣旨はこのように書く以上、もっと改善しなければだめだ、ということであると思う。

【I 委員】これを読ませて頂いて、まず「宣言」と「憲章」というのが良く分からなかった。それから、全体的に最終目的として「こういう理念で行く」というものがあつた方が良いのではないかと。これに対して、「そのようなこともやったけどだめだった。今の環境がだめだ」という表記は不要で、これが宣言であるとするならば、「市民と一緒にやっぺいこう」という内容の宣言や憲章の方が望ましいのではないかと思う。

【委員 長】むしろ、「これからやるぞ」ということをもっと表記した方が良いのではないかということか。恐らく、そのような議論が過去にも色々あつてこのような内容になつたと思う。色々な立場の方から意見を頂きたいと思うが、他に如何か。

【D 委員】この本文の勘所は下 3 行の、「私たち自らが過度な自動車利用を控える」という

ところだと思う。先程の、「江ノ電を利用できるようにする」というのも、最後に「ともに手を携えて進めます」と書いてあるので、江ノ電も公共交通でできることはもっと努力するということも含まれていると考えて良いと思う。ただし、これを作る必要があると感じたのは、まさにロードプライシングとの関係が大きい。そのためには、「私たち自らが過度な自動車利用を控える」という辺りが一番のポイントではないかと思う。例えば、そこだけは括弧できちんと囲うなど強調して書いても良いと思う。憲章を作るといったところから今までの経過を分かって頂くことは大事なのだが、ポイントはそこから3行だと私は感じていた。

**【委員 長】** 専門部会の議論を踏まえての補足ということだと思うが、他には如何か。すぐに出てこなければ持ち帰って頂いて関係者と相談して頂いても問題ないと思うので、幅広く意見を頂いて、最初に発言があった通り「そもそも憲章なのか宣言なのか」「どういう役割を果たすべきなのか」というところまで立ち返る議論があっても良いと思う。むしろ、そのようなことを専門部会で重ねて議論しているはずなので、色々な意見を再度確認しながら一步一步進んでいくということで良いと思う。いつまでに意見を貰わなければいけないという期限については如何か。

**【事務局】** まだ十分に検討時間はあるので、持ち帰って頂いて事務局まで意見を頂ければそれを集約して、「このような意見があった」ということを専門部会に諮り、さらにこの憲章の熟度を高めていきたいと考えている。次回の専門部会は2月の下旬になるかと思う。2月15日までに意見を頂ければ、専門部会に諮ることは可能である。

**【委員 長】** それでは、2月15日を目処に意見の提案をお願いします。その後は出してはいけないということではないのだが、一旦関係者の意見を集約するという手順も必要であるので、2月15日を目処に意見を頂くということにしたい。意見を頂く方法はどうか。

**【事務局】** 電話、ファックスなど、方法や書式は問わないので、何でも言って頂ければありがたい。

**【委員 長】** 事務局まで連絡を頂ければ良いということである。それでは、今の「古都鎌倉交通市民憲章」の議論はここで終了とするが、その他、何か発言があれば伺いたい。

### 3. その他

**【J 委員】** 鎌倉市の新年度予算が決まったという話を聞いているのだが、交通計画の検討に関わるもので予算化したものがあるのか伺いたい。長年この議論をしているのだが、やはり市民の受け止め方に波があると感じている。ロードプライシングについての話題が出たら、「大変だ」となって議論が出る。「スーパ」の時も盛り上がったが、その後、今はその盛り

上がりは収まっている。これだと、この市民憲章も生きてこないのでは、これらについて何か考えがあるのかを伺いたい。

【事務局】予算はこれから審議をするので細かい話はできないが、検討委員会、特別委員会の運営費用等を計上させて頂いた。その他、基礎的なデータを採るために交通量調査等の予算を計上させて頂いたところである。

【委員長】私から質問するが、専門部会ではプロモーションなどの話も出ていたが、ここはまだ具体的には進んでいないということか。

【事務局】具体的にプロモーションで何をやるかということは決まっていないので、予算等は計上していない。

【委員長】つまり、今のような状況下で、ロードプライシングの議論の時にも「最新情報が必要」という話があったので、交通量調査等を実施することは考えているとのことである。これまでは、過去の数字を見ながら「そんなに交通量が変わっていないから交通の実態も以前と変わっていないのではないか」という前提のもとで検討してきたが、最新の情報からそれに基づく計画を立てたいということである。世の中では高齢化社会がすごく進むので、公共交通を軸にして、なるべくまとまって住んでいかないと大変で、運転ができなくなった途端に街に出ていけなくなるというのは非常に困るという議論がある。あるいは、病院や様々なサービス施設に車がないと行けないのは非常に困るので、公共交通を軸にしたまちの構造へともう一度考え直そうという議論が盛んになっている。恐らく、先程から出ている宣言も基本的には同じようなことを目指しているのではないかという気持ちであったので、一つは当然交通なのだが、もう一つは様々な施設やサービス、そういったものも併せて将来はこういう配置で計画していこうという議論も行いながら、同時に進んでいくことが長い目でみると必要になる。そうはいつでも、当委員会ではこの混雑をどうにかしないといけない。全面交通規制は中々厳しそうだが、一方で何もしないのも我慢できないので、多少の課金をして選択性を高めた交通対策で処理できないか、ということで進んでいる。引き続き検討していきたい。色々な意味で、長い目で鎌倉を良いまちにしていくという、長期的な計画も是非議論していきたいと思う。今日は途中経過報告が議題の中心であったので、皆さんに議論頂く内容があまりなかったが、特に意見がなければこれにて議題を終了したいと思う。では、事務局から次回の日程について説明をお願いしたい。

【事務局】次回の検討委員会の日程であるが、人事異動や委員の委嘱等の手続きもあるので、6月以降の開催を予定している。委員の任期は2年としているので、今年の5月に委員の皆さんの任期が一旦終了することから、5月以降に改めて委嘱をさせて頂く予定である。決定

次第、委員の皆様には通知させて頂くので宜しくお願いする。先程説明したように、今年度からこの検討委員会と専門部会の他に特別委員会の開催運営が加わり、二つの体制で進めていくので、検討委員会の開催日程、回数、特別委員会との調整・連携を図りながら検討を進めていきたいと考えている。日程の調整等については委員の皆さんに大変お手を掛けるが宜しくお願いする。

**【委員長】**事務局からの説明の通り、日程調整は厳密にやらせて頂きたいと思う。特別委員会での議論の内容を検討委員会の皆さんに是非知って頂きたいことがあれば早めに提供したいと思うし、そのような議論のやりとりの中で、検討委員会としての想いが特別委員会の皆さんにも伝わっていくと思う。今回を以って一度任期は切れるが、今後とも宜しくお願いしたい。

以上